

再意見書

平成 26 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1.ドライカップ 接続料につ いて	KDDI 株式会 社	(P.1) ○ドライカップ接続料について (前略) また、平成 27 年度以降の接続料については、乖離額調整の影響により光ファイバ接続料が今回申請した料金よりも上昇する可能性があります。乖離額調整の影響により光ファイバ側の接続料が上昇するようなことがあれば、FTTH 市場における競争が後退し、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションにも支障をきたす恐れがあることから、そのような場合は、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。	KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。 乖離額調整額の結果次第では、KDDI 殿のご指摘に加え、平成 27 年度加入光ファイバ接続料が今回申請した料金より低い水準になる可能性もあります。 大幅に加入光ファイバ接続料が低廉化した場合は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」といいます。)で整理された見直し結果が適切に反映されるように、緩和措置を縮小してドライカップ接続料を低廉化させる等、今回申請された緩和措置については、乖離額調整の結果により見直すことが必要と考えます。

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	<p>(P.1)</p> <p>1. ドライカップ及びラインシェアリングの接続料について</p> <p>今回、NTT 東西より申請された平成 26 年度接続料は、平成 25 年 5 月の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下、メタル検討会)の提言が反映された結果、平成 25 年度接続料に対して減少しました。メタル検討会では加入電話や DSL サービスなどのメタル回線を利用したサービスの契約者が減少し FTTH 系、IP 系サービスへの移行が加速する一方で地方においては DSL が固定系ブロードバンドの唯一の選択肢である地域が相当の期間存在することにも配慮された適切な提言であったと理解しています。しかしながらメタル回線の加入者の減少が続く中で、メタル回線と加入光ファイバの接続料水準のコントロールは今後も重要な課題であることから、引き続き利用者の利便性確保を前提としてコスト負担の在り方について十分な議論と適宜適切なオペレーションが必要と考えます。</p>	<p>株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下「TOKAI」といいます。)殿の意見に賛同します。</p> <p>メタル検討会の提言により、ドライカップ等メタル回線に係る接続料については、コストの適正化が図られ、短期的には接続料の上昇抑止効果が見込まれます。しかしながら、長期的には需要の減少が続くメタル回線に係る接続料は上昇していくものと想定されることから、メタル回線と加入光ファイバの接続料水準をコントロールするため、利用者の利便性確保を前提としたコスト負担の在り方について早急に議論を行う必要があると考えます。</p>
2. 通信路設定伝送機能	KDDI 株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○通信路設定伝送機能について</p> <p>(前略)</p> <p>今回認可申請された専用線に係る接続料については、ユーザー利便の確保、事業の安定性・継続性に配慮していただき、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。</p> <p>さらに、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p>	<p>接続料の急激な上昇の抑制が必要という各社殿意見に賛同します。</p> <p>弊社共意見書でも述べさせて頂きましたが、今回申請された接続料については、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置を講じるべきと考えます。</p> <p>また、通信路設定伝送機能の一部の品目(高速デジタル伝送に係るもの等)及びデータ伝送機能については、今後も需要減少が継続することが予想されます。これらの縮退するサービスは需要の減少に伴</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	イー・アクセス株式会社	<p>(P.2)</p> <p>■接続専用線</p> <p>通信路設定伝送機能の一部の品目(高速デジタル伝送に係るもの等)及びデータ伝送機能の接続料金について、平成25年度適用料金と比較した場合の平成26年度適用料金は約10%~約30%の大幅な上昇となっています。NTT東西殿の説明(平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会での説明)によれば、IP系サービスの需要減による影響とのことではありますが、今後も需要減が想定されること、その結果として接続料上昇による更なる需要減が加速する懸念があるため、上昇抑止策として例えばメタル検討会の報告書にて示された影響緩和措置を用いること等を検討すべきと考えます。</p>	<p>って接続料の上昇が続く構図となっていることから、メタル回線同様に利用者の利便性確保を前提としたコスト負担の在り方について早急に議論を行う必要があると考えます。</p>
3. 料金回収 手数料	KDDI 株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○料金回収手数料等について</p> <p>(前略)</p> <p>したがって、システム開発費用を含むグループ間取引に係るコストや設定される手数料率、振込手数料等、NTT ファイナンスに業務を移行したことにより追加的に発生したコストがNTT 東・西が行っていた時と比べどのように変化したのか、また当該コストが適正か否か明確にする必要があると考えます。</p>	<p>コストの適正性を検証できるよう東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT 東西」といいます。)殿は情報開示すべきとの各社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿をはじめとしたグループ会社の料金請求、回収業務を NTT ファイナンス株式会社殿に移行したことにより、どのようなコスト構造の変化が生じたのかを接続事業者が検証できるよう、NTT 東西殿による情報開示が必要と考えます。</p>
	イー・アクセス株式会社	<p>(P.2)</p> <p>■料金回収手数料</p> <p>(前略)</p> <p>これらのスキーム変更による大幅な費用増については接続事業者としては理解しがたく、少なくともシステム関連費用の内訳の詳細(特</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>にNTTファイナンス殿のシステム改修費用が含まれていないか、そのシステム連携に係るNTT東西殿のシステム改修費用の有無と内訳等)及び、振込手数料等の大幅な費用増の要因については、接続事業者が本来負担すべき費用かどうかの適正性の検証が可能となるよう、NTT東西殿は詳細な情報を開示すべきと考えます。</p>	
<p>4. 光ファイバに係る加算額、各種工事費について</p>	<p>KDDI株式会社</p>	<p>(P.3) ○光ファイバに係る加算額・各種工事費について (前略) また、光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされています。例えば、光ファイバケーブル技術や作業効率向上のための工法等は、NTT 東・西によって技術開発が進展しており、ケーブルの耐久性の向上や接続工事時間の短縮化等が図られていると考えます。【別添1、2】参照 したがって、光ファイバケーブル(地下、架空、ドロップ、屋内)の耐用年数や工事時間等について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。</p>	<p>KDDI 殿の意見に賛同します。 NTT 東西殿は、「接続約款の変更案への意見に対する再意見－実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る接続約款の措置－」(平成 24 年 3 月 1 日付)において、「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成 21 年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後 8 年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がない」ことを理由に見直しをしないという方針を示されましたが、総務省殿は考え方 21 において「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。」との考え方を示しており、再計測と作業時間の</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>見直しの実施について言及されています。</p> <p>平成 25 年 8 月 6 日付け日刊工業新聞の「NTT 東設備保守の生産性向上」と題する記事には、「NTT 東日本が設備保守の生産性向上に力を入れている。2010 年度から光回線機器やケーブル、電柱などの故障修理について、単金化（一つの作業にコストがいくらかかっていたかを明確にすること）し、1 人当たりの業務量の“見える化”を始めた。さらに宅内外に分けていた保守業務を集約し、待機時間を減らして効率的に稼働する体制に切り替えた。12 年度の保守業務の生産性は 10 年度に比べて 1.8 倍向上し、その成果が着々と出てきた。」とあり、効率化により保守作業の時間短縮が進んでいることが伺えます。</p> <p>この記事の内容と、総務省殿の見解を踏まえれば、工事時間等の実態を改めて調査し、適切な工事時間等に見直しを図る必要があると考えます。</p>
5.回線管理 運営費	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	<p>(P.1)</p> <p>2. 回線管理運営費について</p> <p>回線管理運営費の平準化について、機能毎の回線管理運営費が大きく異なることから平成 26 年度の接続料については平準化すべきであると考えます。なお、回線管理運営費は接続事業者のみによって負担される性質であり、今後の各年度の平準化の実施有無について接続事業者間の意見を汲み上げる仕組みを要望いたします。</p> <p>ファイル連携システム開発費の取扱いについては、かねてより接続</p>	<p>TOKAI 殿の意見に賛同します。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」においても、「システム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。」と規定されていることを踏まえ、接続事業者の具体的な要望等によらずに開発等に着手することがないよう徹底すべきと考えま</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>事業者が負担すべき必然性や費用対効果について疑義を呈していたものであり今回の申請において接続料原価から控除されたことに賛同いたします。また平成 24 年3月 29 日情報通信行政・郵政行政審議会答申において第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改についての要請がなされており、NTT 東西においては今後も徹底される事を希望いたします。</p>	<p>す。</p>
<p>6.光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕</p>	<p>イー・アクセス株式会社</p>	<p>(P.2)</p> <p>■中継光ファイバ、局内光ファイバの耐用年数について</p> <p>メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数(13年)を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、光ファイバ(中継光ファイバ、局内光ファイバに係る設備)についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p>	<p>イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」といいます。)殿の意見に賛同します。</p> <p>光ファイバケーブルの耐久性については、NTT東日本殿も自社のホームページ※に、「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」と記載しています。早急に実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p>
<p>7.コロケーション料金</p>	<p>イー・アクセス株式会社</p>	<p>(P.3)</p> <p>■コロケーション費用等</p> <p>平成26年度適用の設備保管料におけるDC48V電気料の料金額は、NTT東西殿ともに大幅に上昇しております。電気料はコロケーション費用総額において約4割と占める割合が大きく、電気料の変動は接続事業者の事業計画に多大な影響を与えます。</p> <p>平成24年以降、各電力会社は電気料の値上げを実施(一部は予定)</p>	<p>イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>電気料の上昇は、接続事業者の事業計画に多大な影響を与える要素です。外的要因等に影響を受けることから、予見性確保に資する情報は積極的に開示して頂きたいと考えます。</p> <p>また、電気料の単価について例年1月末から2月初旬に行われる接続料申請の後に開示されています</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>し、今後も更にエリア全般的に上昇する見込みのため、接続事業者にとって予見性確保がより必要になっています。</p> <p>NTT東西殿は一部のエリアだけでなく、全エリアの電気料支払額及び調整額等、電気料の増減率が予測可能となるような情報について、早期に開示すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT東西殿においては、節電施策のコスト削減効果及び近年の使用電力量の推移等を検証し、3～5年程度の電気料水準の見通しを開示していただきたいと考えます。</p>	<p>が、予見性向上の観点からタイミングを早めて頂き、10月から11月頃に速報値として開示頂きたいと考えます。</p>
8. 電気料	イー・アクセス株式会社	<p>(P.4)</p> <p>■電気料柔軟化スキームについて (前略)</p> <p>FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行して実施されているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は更に長期化する虞があり、本来利用していない電気料を負担せざるを得ない状況となります。(これは、機器の仕様電流値で電気料金の負担を行っているため)</p> <p>コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も考慮したうえで、実際のコロケーションリソースの利用有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるよう電気料柔軟化スキームを検討することが必要と考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>現在の運用では、利用しなくなった装置についても立会いが終わらなければ課金を停止できず、料金が発生し続けることとなっています。撤去等について立会いが必要となることは理解しておりますが、コロケーション費用のうち、電気や空調等の料金については、装置を利用しなくなった時点で課金を停止できる運用を検討頂きたいと考えます。</p>

※NTT 東日本殿ウェブページ ひかり LAN(FTTD)

http://www.ntt-east.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri

以上